

政治資金規正法

現行法	改正案
(基本理念)	
<p>第2条 この法律は、政治資金が民主政治の健全な発達を希求して拠出される国民の浄財であることにかんがみ、その収支の状況を明らかにすることを旨とし、これに対する判断は国民にゆだね、いやしくも政治資金の拠出に関する国民の自発的意思を抑制することのないように、適切に運用されなければならない。</p>	
<p>2 政治団体は、その責任を自覚し、その政治資金の収受に当たっては、いやしくも国民の疑惑を招くことのないように、この法律に基づいて公明正大に行わなければならない。</p>	<p>2 政治団体は、その責任を自覚し、その政治資金の収受及び支出に当たっては、いやしくも国民の疑惑を招くことのないように、この法律に基づいて公明正大に行わなければならない。</p>
	<p>3 政治団体は、その政治資金の収受又は支出につき国民の疑惑を招くに至ったような場合には、その疑惑を払拭するために説明責任を果たすよう努めるものと</p>
(政治団体の届出等)	
<p>第6条 政治団体は、その組織の日又は第3条第1項各号若しくは前条第1項各号の団体となつた日(同項第2号の団体にあつては、次条第2項前段の規定による届出がされた日)から7日以内に、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者による同法第2条第2項に規定する信書便によることなく文書で、その旨、当該政治団体の目的、名称、主たる事務所の所在地及び主としてその活動を行う区域、当該政治団体の代表者、会計責任者及び会計責任者に事故があり又は会計責任者が欠けた場合にその職務を行うべき者それぞれ1人の氏名、住所、生年月日及び選任年月日、当該政治団体が政党又は政治資金団体であるときはその旨その他政令で定める事項を、次の各号の区分に応じ当該各号に掲げる都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣に届け出なければならない</p>	
<p>1. 都道府県の区域において主としてその活動を行う政治団体(政党及び政治資金団体を除く。次号において同じ。) 主たる事務所の所在地の都道府県の選挙管理委員会</p>	<p>1. 公職の候補者のうち衆議院議員及び参議院議員並びにその候補者として届出があつた者(以下、「国会議員ら」という。)、その3親等以内の親族又はその秘書が代表者、会計責任者又は事務担当者である政治団体(政党及び政治資金団体を除く。次号以下において同じ。) 主たる事務所の所在地の都道府県の選挙管理委員会を経て総務大臣</p>
<p>2. 2以上の都道府県の区域にわたり、又は主たる事務所の所在地の都道府県の区域外の地域において、主としてその活動を行う政治団体 主たる事務所の所在地の都道府県の選挙管理委員会を経て総務大臣</p>	<p>2. 国会議員らを推薦又は支持することを本来の目的とする、又はそれを主たる活動とする政治団体 主たる事務所の所在地の都道府県の選挙管理委員会を経て総務大臣</p>
<p>3. 政党及び政治資金団体 主たる事務所の所在地の都道府県の選挙管理委員会を経て総務大臣</p>	<p>3. 前号及び前々号以外で都道府県の区域において主としてその活動を行う政治団体 主たる事務所の所在地の都道府県の選挙管理委員会</p>

	4. 2以上の都道府県の区域にわたり、又は主たる事務所の所在地の都道府県の区域外の地域において、主としてその活動を行う政治団体 主たる事務所の所在地の都道府県の選挙管理委員会を経て総務大臣
	5. 政党及び政治資金団体 主たる事務所の所在地の都道府県の選挙管理委員会を経て総務大臣
2. (略)	
3. (略)	
4. (略)	
5. (略)	
(報告書の提出)	
第12条 政治団体の会計責任者(報告書の記載に係る部分に限り、会計責任者の職務を補佐する者を含む。)は、毎年12月31日現在で、当該政治団体に係るその年における収入、支出その他の事項で次に掲げるもの(これらの事項がないときは、その旨)を記載した報告書を、その日の翌日から3月以内(その間に衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の公示の日から選挙の期日までの期間がかかる場合(第20条第1項において「報告書の提出期限が延長される場合」という。)には、4月以内)に、第6条第1項各号の区分に応じ当該各号に掲げる都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣に提出しなければならない。	第12条 政治団体の会計責任者(報告書の記載に係る部分に限り、会計責任者の職務を補佐する者を含む。)は、毎年12月31日現在で、当該政治団体に係るその年における収入、支出その他の事項で次に掲げるもの(これらの事項がないときは、その旨)を記載した報告書を、その日の翌日から3月以内(その間に衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の公示の日から選挙の期日までの期間がかかる場合(第20条第1項において「報告書の提出期限が延長される場合」という。)には、4月以内)に、第6条第1項各号の区分に応じ当該各号に掲げる都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣に提出しなければならない。 なお、国会議員らは当該報告書を電磁的記録によっても提出しなければならない。
1.(略)	
2. すべての支出について、その総額及び総務省令で定める項目別の金額並びに人件費、光熱水費その他の総務省令で定める経費以外の経費の支出(1件当たりの金額(数回にわたつてされたときは、その合計金額)が5万円以上のものに限る。)について、その支出を受けた者の氏名及び住所並びに当該支出の目的、	2. すべての支出について、その総額及び総務省令で定める項目別の金額、その支出を受けた者の氏名及び住所並びに当該支出の目的、金額及び年月日(ただし、人件費については、その総額及びその支出を受けた者の数)
3.(略)	
2 政治団体の会計責任者は、前項の報告書を提出するときは、同項第2号に規定する経費の支出について、総務省令で定めるところにより、領収書等の写し(領収書等を徴し難い事情があつたときは、その旨並びに当該支出の目的、金額及び年月日を記載した書面又は当該支出の目的を記載した書面並びに金融機関若しくは日本郵政公社が作成した振込み若しくは振替の明細書であつて当該支出の金額及び年月日を記載したものの写し)を併せて提出しなければならない	
3. (略)	
4. (略)	
	5. 第1項の報告書を総務大臣に送付した選挙管理委員会は、その報告書の写しを保管しなければならない。
(収支報告書等の保存及び閲覧)	(収支報告書等の保存及び閲覧等)

<p>第20条の2 第12条第1項又は第17条第1項の規定による報告書及び第14条第1項(第17条第4項において準用する場合を含む。)の規定による書面は、これらを受理した総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会において、前条第1項の規定により報告書の要旨を公表した日から3年を経過する日まで保存しなければな</p>	
<p>2 何人も、前条第1項の規定により報告書の要旨が公表された日から3年間、総務大臣の場合にあつては総務省令の定めるところにより、都道府県の選挙管理委員会の場合にあつては当該選挙管理委員会の定めるところにより、当該報告書又は書面の閲覧を請求することができる。</p>	<p>2 何人も、前条第1項の規定により報告書の要旨が公表された日から5年間、総務大臣の場合にあつては総務省令の定めるところにより、都道府県の選挙管理委員会の場合にあつては当該選挙管理委員会の定めるところにより、当該報告書又は書面の閲覧及び謄写を請求することができる。</p>
	<p>3 政党支部並びに第6条第1項第1号及び第2号の政治団体の電磁的記録により提出された政治資金収支についての報告書、政党助成法(平成6年2月4日法律第5号)に基づき電磁的記録により提出された政党交付金の使途についての支部報告書又は解散報告書並びに公職選挙法(昭和25年4月15日法律第100号)に基づき電磁的記録により提出された選挙費用収支についての報告書をインターネットにより情報化するに当たっては、国会議員らごとに、これを行うものとす</p>
<p>第19条の5の2 資金管理団体の会計責任者が政治団体の会計責任者として行う第12条第1項及び第2項又は第17条第1項及び第4項の規定による報告書及び領収書等の写しの提出に係る第12条第1項第2号の規定の適用については、同号中「経費以外の経費の支出」とあるのは、「経費以外の経費(第19条第2項に規定する資金管理団体である間に行つた支出にあつては、人件費以外の経</p>	<p style="text-align: center;">削除</p>
<p>(収支報告書等に係る情報の公開)</p>	<p style="text-align: center;">削除</p>
<p>第20条の3 第12条第1項若しくは第17条第1項の規定による報告書又はこれに添付し、若しくは併せて提出すべき書面(以下この条において「収支報告書等」という。)で第20条第1項の規定により当該報告書の要旨が公表される前のものに係る行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)第3条の規定による開示の請求があつた場合においては、当該要旨が公表される日前は同法第9条第1項の決定を行わない。</p>	<p style="text-align: center;">削除</p>
<p>2 前項に規定する開示の請求があつた場合における行政機関の保有する情報の公開に関する法律の規定の適用については、同法第10条第1項中「開示請求があつた日から30日以内」とあるのは「政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第20条第1項の規定により要旨が公表された日から同日後30日を経過する日までの間」と、同法第11条中「開示請求があつた日から60日以内」とあるのは「政治資金規正法第20条第1項の規定により要旨が公表された日から同日後60日を経</p>	<p style="text-align: center;">削除</p>
<p>3 都道府県は、第1項の規定の例により、収支報告書等に係る情報の開示を行うものとする。</p>	<p style="text-align: center;">削除</p>

政党助成法

現行法	改正案
(この法律の運用等)	
第4条 国は、政党の政治活動の自由を尊重し、政党交付金の交付に当たっては、条件を付し、又はその用途について制限してはならない。	
2 政党は、政党交付金が国民から徴収された税金その他の貴重な財源で賄われるものであることに特に留意し、その責任を自覚し、その組織及び運営については民主的かつ公正なものとするとともに、国民の信頼にもとることのないように、政党交付金を適切に使用しなければならない。	
	3 政党が政党交付金の支出につき国民の信頼にもとるような疑惑を招くに至ったような場合には、その疑惑を払拭するために説明責任を果たすよう努めなければならない。
(政党の報告書の届出等)	
第17条 第15条第1項の政党の会計責任者(報告書の記載に係る部分に限り、会計責任者の職務を補佐する者を含む。第28条第1項において同じ。)は、12月31日現在で、当該政党のその年における次に掲げる事項(これらの事項がないときは、その旨)を記載した報告書を、同日の翌日から起算して3月以内(その間に総選挙又は通常選挙の公示の日から選挙の期日までの期間がかかる場合(第31条において「報告書の提出期限が延長される場合」という。)には、4月以内)に、総務大臣に提出しなければならない。	
1. 政党交付金については、その総額並びにその交付を受けた金額及び年月日	
2. 政党交付金による支出については、その総額及び総務省令で定める項目別の金額並びに当該項目ごとの政党交付金による支出に充てた政党交付金の金額又はこれに充てるため取り崩した政党基金の金額	
3. 政党交付金による支出のうち、人件費その他の総務省令で定める経費以外の経費に係るもので1件当たりの金額(数回にわたってされたときは、その合計金額)が5万円以上のものについては、これを受けた者の氏名及び住所並びにその目的、金額及び年月日並びに当該政党交付金による支出に充てた政党交付金の金額又はこれに充てるため取り崩した政党基金の金額	3. 政党交付金による支出については、これを受けた者の氏名及び住所並びにその目的、金額及び年月日並びに当該政党交付金による支出に充てた政党交付金の金額又はこれに充てるため取り崩した政党基金の金額(ただし、人件費については、その総額及びその支出を受けた者の数)
4. 支部政党交付金については、その支給を受けた支部の名称並びに支給の目的、金額及び年月日	
5. 政党基金については、その名称及び目的、積み立て又は取り崩した金額及び年月日、その運用により収受した果実の金額及び収受の年月日並びに残高	
2 政党の会計責任者は、前項の報告書を提出するときは、総務省令で定めるところにより、次に掲げる書面又は文書を併せて提出しなければならない。	

<p>1. 前項第3号の政党交付金による支出に係る領収書等の写し(社会慣習その他の事情によりこれを徴し難いときは、その旨並びに当該政党交付金による支出の目的、金額及び年月日を記載した書面又は当該政党交付金による支出の目的を記載した書面並びに金融機関若しくは日本郵政公社が作成した当該政党交付金による支出に係る振込み若しくは振替の明細書であって支出の金額及び年月日を記載したものの写し。第34条第1項並びに第44条第1項第1号及び第7号において「政党分領収書等の写し」という。)及び政党基金に係る残高証明等の</p>	
<p>2. 次条第1項の規定により提出を受けた支部報告書及び第19条第5項において準用する同条第1項の規定により提出を受けた監査意見書並びに次条第2項の規定により提出を受けた支部報告書及び監査意見書(当該政党の支部について第20条第2項の規定の適用がある場合には、同項の規定により提出を受けたこれらの文書を含む。)</p>	
<p>3. 前号に掲げる支部報告書に記載された事項を総務省令で定めるところにより集計した総括文書</p>	
<p>4. 前項の報告書及び第2号に掲げる支部報告書に記載された事項を総務省令で定めるところにより集計した総括文書</p>	
<p>(政党の支部の支部報告書の提出等)</p>	
<p>第18条 第16条第1項の支部の会計責任者(支部報告書の記載に係る部分に限り、会計責任者の職務を補佐する者を含む。第29条第1項において同じ。)は、総務省令で定めるところにより、12月31日現在で、当該支部のその年における次に掲げる事項(これらの事項がないときは、その旨)を記載した支部報告書を、同日の翌日から起算して2月以内(その間に総選挙又は通常選挙の公示の日から選挙の期日までの期間がかかる場合には、3月以内)に、当該支部に支部政党交付金の支給をした政党の会計責任者(当該支部が政党の他の支部から支部政党交付金の支給を受けた場合にあつては、当該他の支部の会計責任者とし、当該他の支部が総務省令で定める場合に該当するときは、総務省令で定める者とする。第20条第2項において同じ。)に提出しなければならない。</p>	<p>第18条 第16条第1項の支部の会計責任者(支部報告書の記載に係る部分に限り、会計責任者の職務を補佐する者を含む。第29条第1項において同じ。)は、総務省令で定めるところにより、12月31日現在で、当該支部のその年における次に掲げる事項(これらの事項がないときは、その旨)を記載した支部報告書を、同日の翌日から起算して2月以内(その間に総選挙又は通常選挙の公示の日から選挙の期日までの期間がかかる場合には、3月以内)に、当該支部に支部政党交付金の支給をした政党の会計責任者(当該支部が政党の他の支部から支部政党交付金の支給を受けた場合にあつては、当該他の支部の会計責任者とし、当該他の支部が総務省令で定める場合に該当するときは、総務省令で定める者とする。第20条第2項において同じ。)に提出しなければならない。なお、公職の候補者のうち衆議院議員及び参議院議員並びにその候補者として届出があつた者が支部長又は会計責任者である場合には、当該報告書を電磁的記録によつても</p>
<p>1. 支部政党交付金については、その総額並びにその支給を受けた金額及び年</p>	
<p>2. 支部政党交付金による支出については、その総額及び総務省令で定める項目別の金額並びに当該項目ごとの支部政党交付金による支出に充てた支部政党交付金の金額又はこれに充てるため取り崩した支部基金の金額</p>	

<p>3. 支部政党交付金による支出のうち、人件費その他の総務省令で定める経費以外の経費に係るもので1件当たりの金額(数回にわたってされたときは、その合計金額)が5万円以上のものについては、これを受けた者の氏名及び住所並びにその目的、金額及び年月日並びに当該支部政党交付金による支出に充てた支部政党交付金の金額又はこれに充てるため取り崩した支部基金の金額</p>	<p>3. 支部政党交付金による支出については、これを受けた者の氏名及び住所並びにその目的、金額及び年月日並びに当該支部政党交付金による支出に充てた支部政党交付金の金額又はこれに充てるため取り崩した支部基金の金額(ただし、人件費については、その総額及びその支出を受けた者の数)</p>
<p>4. 支給した支部政党交付金については、その支給を受けた支部の名称並びに支給の目的、金額及び年月日</p>	
<p>5. 支部基金については、その名称及び目的、積み立て又は取り崩した金額及び年月日、その運用により収受した果実の金額及び収受の年月日並びに残高</p>	
<p>2 政党の支部の会計責任者は、前項の支部報告書を提出するときは、総務省令で定めるところにより、次に掲げる書面又は当該支部政党交付金による支出の目的を記載した書面並びに金融機関若しくは日本郵政公社が作成した当該支部政党交付金による支出に係る振込み若しくは振替の明細書であって支出の金額及び年月日を記載したものの写し。第40条の2第1項並びに第44条第1項第2号及び第7号において「支部分領収書等の写し」という。又は文書を併せて提出し</p>	
<p>1. 前項第3号の支部政党交付金による支出に係る領収書等の写し(社会慣習その他の事情によりこれを徴し難いときは、その旨並びに当該支部政党交付金による支出の目的、金額及び年月日を記載した書面)及び支部基金に係る残高</p>	
<p>2. 前項の規定により他の支部から提出を受けた支部報告書及び次条第5項において準用する同条第1項の規定により提出を受けた監査意見書(当該政党の他の支部について第20条第2項の規定の適用がある場合には、同項の規定により提出を受けたこれらの文書を含む。)</p>	
<p>3. 前号の規定を順次適用した場合において他の支部から提出を受けることとなる当該他の支部以外の支部の支部報告書及び監査意見書</p>	
<p>4. 前2号に掲げる支部報告書に記載された事項を総務省令で定めるところにより集計した支部総括文書</p>	
<p>3 政党の支部の会計責任者は、第1項の規定により支部報告書を提出したときは、当該提出した日の翌日から起算して7日以内に、同項の支部報告書及び前項第4号に掲げる支部総括文書を当該支部の主たる事務所の所在地の都道府県の選挙管理委員会に提出しなければならない。</p>	
	<p>4 1項から前項までの規定に基づき報告書及びその他文書の提出を受けた選挙管理委員会は、その提出から30日以内に、その写しを中央選挙管理会に送付しなければならない。</p>
<p>(報告書等の保存及び閲覧)</p>	<p>(報告書等の保存及び閲覧等)</p>

<p>第32条 総務大臣は、第5条第1項、同条第3項(第6条第2項において準用する場合を含む。)、第6条第1項、第21条第1項(第27条第6項において準用する場合を含む。)、第23条第4項、第24条第1項、第25条第1項又は第27条第2項の規定による届出書及びこれらに併せて提出すべき文書をこれらの規定による届出に係る告示をした日から5年を経過する日まで保存しなければならない。</p>	
<p>2 総務大臣は、第17条第1項又は第28条第1項の報告書、第17条第2項(第28条第2項において準用する場合を含む。)又は第29条第2項の支部報告書、監査意見書及び総括文書(第20条第1項又は第30条第1項の規定により提出すべきこれらの文書を含む。)、第19条第1項(第28条第2項において準用する場合を含む。)の監査意見書並びに第19条第2項(第28条第2項において準用する場合を含む。)の監査報告書を、前条の規定による要旨の公表をした日から5年を経過する日まで保存しなければならない。</p>	
<p>3 都道府県の選挙管理委員会は、第18条第3項(第29条第3項において準用する場合を含む。)の支部報告書及び支部総括文書(第20条第2項又は第30条第2項の規定により提出すべきこれらの文書を含む。)並びに第19条第5項及び第29条第4項において準用する第19条第1項の監査意見書(第5項、次条第3項及び第38条において「都道府県提出文書」という。)を、総務大臣が前条の規定による要旨の公表をした日から5年を経過する日まで保有しなければならない。</p>	
<p>4 何人も、第1項に規定する告示をした日又は第2項に規定する要旨の公表をした日から5年間、総務大臣に対し、総務省令で定めるところにより、第1項に規定する届出書若しくはこれに併せて提出すべき文書又は第2項に規定する報告書、支部報告書、総括文書、監査意見書若しくは監査報告書の閲覧を請求する</p>	<p>4 何人も、第1項に規定する告示をした日又は第2項に規定する要旨の公表をした日から5年間、総務大臣に対し、総務省令で定めるところにより、第1項に規定する届出書若しくはこれに併せて提出すべき文書又は第2項に規定する報告書、支部報告書、総括文書、監査意見書若しくは監査報告書の閲覧及び謄写を</p>
<p>5 何人も、第2項に規定する要旨の公表をした日から5年間、都道府県の選挙管理委員会に対し、当該選挙管理委員会の定めるところにより、当該要旨の公表に係る都道府県提出文書の閲覧を請求することができる。</p>	<p>5 何人も、第2項に規定する要旨の公表をした日から5年間、都道府県の選挙管理委員会に対し、当該選挙管理委員会の定めるところにより、当該要旨の公表に係る都道府県提出文書の閲覧及び謄写を請求することができる。</p>
<p>(報告書等に係る情報の公開)</p>	<p>削除</p>
<p>第32条の2 定期報告文書若しくは解散等報告文書又はこれらに併せて提出すべき書面若しくは文書で第31条の規定により当該定期報告文書又は解散等報告文書の要旨が公表される前のものに関する行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)第3条の規定による開示の請求があった場合においては、当該要旨が公表される日前は同法第9条第1項の決定を行わな</p>	<p>削除</p>
<p>2 前項に規定する開示の請求があった場合における行政機関の保有する情報の公開に関する法律の規定の適用については、同法第10条第1項中「開示請求があった日から30日以内」とあるのは「政党助成法(平成6年法律第5号)第31条の規定により要旨が公表された日から同日後30日を経過する日までの間」と、同法第11条中「開示請求があった日から60日以内」とあるのは「政党助成法第31条の規定により要旨が公表された日から同日後60日を経過する日までの間」とす</p>	<p>削除</p>

3 都道府県は、第1項の規定の例により、都道府県提出文書に係る情報の開示を行うものとする。	削除
---	----

公職選挙法

現行法	改正案
(選挙運動に関する収入及び支出の報告書の提出)	
第189条 出納責任者は、公職の候補者の選挙運動に関しなされた寄附及びその他の収入並びに支出について、第185条第1項各号に掲げる事項を記載した報告書を、前条第1項の領収書その他の支出を証すべき書面の写し(同項の領収書その他の支出を証すべき書面を徴し難い事情があつたときは、その旨並びに当該支出の金額、年月日及び目的を記載した書面又は当該支出の目的を記載した書面並びに金融機関若しくは日本郵政公社が作成した振込み若しくは振替の明細書であつて当該支出の金額及び年月日を記載したものの写し)を添付して、次の各号の定めるところにより、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会)に提出しなければならない。(以下略)	第189条 出納責任者は、公職の候補者の選挙運動に関しなされた寄附及びその他の収入並びに支出について、第185条第1項各号に掲げる事項を記載した報告書を、前条第1項の領収書その他の支出を証すべき書面の写し(同項の領収書その他の支出を証すべき書面を徴し難い事情があつたときは、その旨並びに当該支出の金額、年月日及び目的を記載した書面又は当該支出の目的を記載した書面並びに金融機関若しくは日本郵政公社が作成した振込み若しくは振替の明細書であつて当該支出の金額及び年月日を記載したものの写し)を添付して、次の各号の定めるところにより、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会)に提出しなければならない。 なお、公職の候補者のうち衆議院議員及び参議院議員並びにその候補者として届出があつた者は、当該報告書を電磁的記録によつても提出し
2 前項の報告書の様式は、総務省令で定める。	
3 第1項の報告書には、真実の記載がなされていることを誓う旨の文書を添えなければならない。	
	4 第1項の報告書の提出を受理した選挙管理委員会は、その提出から30日以内に、その写しを中央選挙管理会及び総務大臣に送付しなければならない。
	(公職の候補者の説明責任)
	第191条の2 公職の候補者は、その選挙運動資金の收受又は支出につき国民の疑惑を招くに至つたような場合には、その疑惑を払拭するために説明責任を果たすよう努めるものとする。
(報告書の公表、保存及び閲覧)	(報告書の公表、保存及び閲覧等)
第192条 第189条の規定による報告書を受理したときは、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会)は、総務省令の定めるところにより、その要旨を公表しなければ	
2 前項の規定による公表は、中央選挙管理会にあつては官報により、都道府県の選挙管理委員会にあつては都道府県の公報により、市町村の選挙管理委員会にあつてはそのあらかじめ告示をもつて定めたところの周知させやすい方法に	
3 第189条の規定による報告書は、当該報告書を受理した選挙管理委員会又は中央選挙管理会において、受理した日から3年間、保存しなければならない。	

4 何人も、前項の期間内においては、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会)の定めるところにより、報告書の閲覧を請求することができる。

4 何人も、前項の期間内においては、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会、中央選挙管理会又は総務大臣の定めるところにより、報告書又はその写しの閲覧及び謄写を請求することができる。